

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要であり、いじめの認知は、特定の教職員のみではなく「いじめ防止対策委員会」等にて行う。

(2) いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。そのために学校において、いじめを「しない」「させない」「絶対に許さない」「見過ごさない」という土壌をつくることを共通理解し、組織的に共通行動することが重要である。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養っていく。

2 いじめの防止等の対策に関する事項

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

【役割】○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証

○いじめの相談・通報の窓口

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○PDCAサイクルでの検証を担う役割

【構成】校長・教頭・主幹教諭・教務主任・保健主事・生徒指導主任・人権教育主任・関係担任

*関係のある教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

(2) 既存の組織の活性化

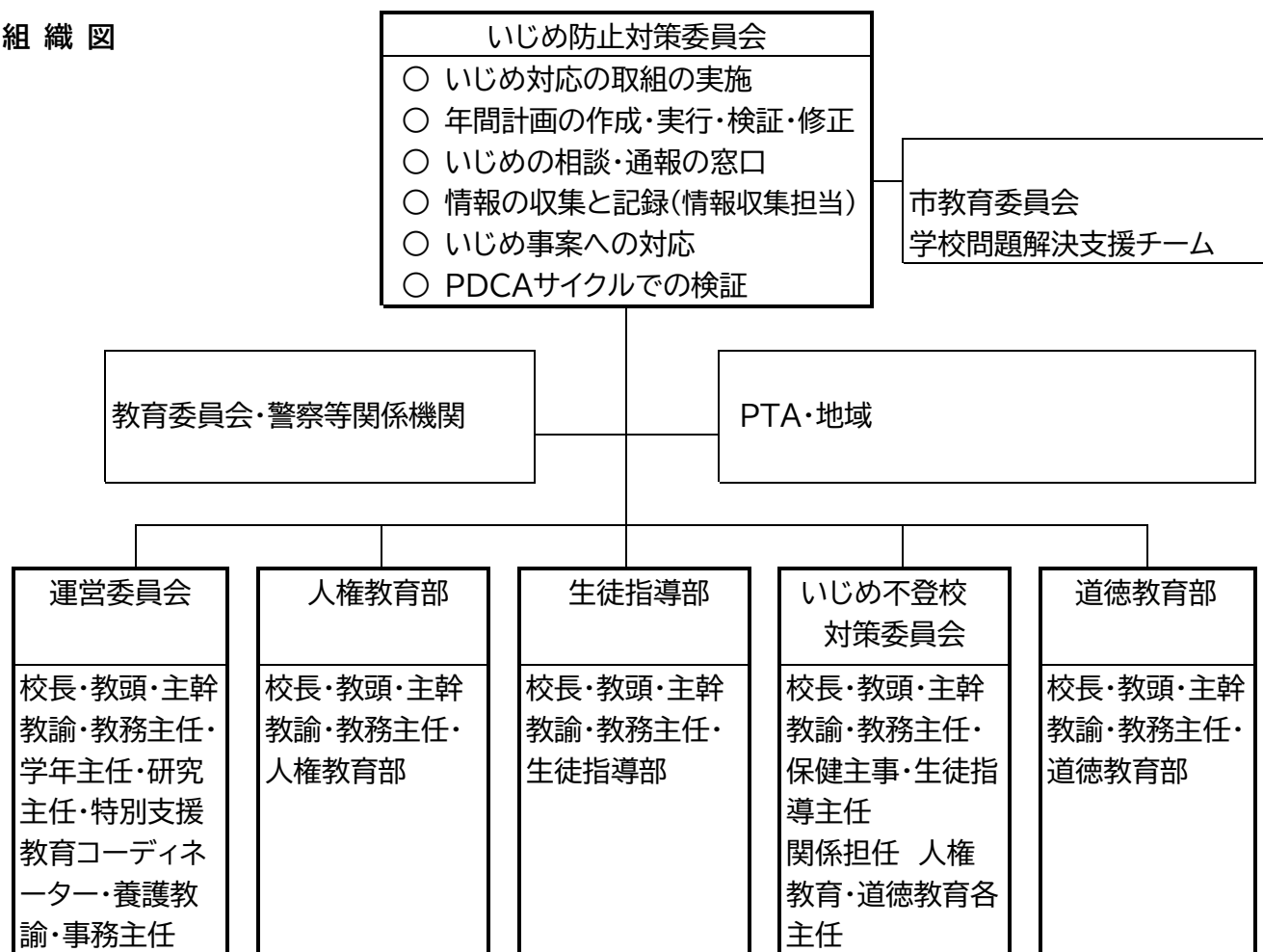
○いじめ不登校対策委員会 ○生徒指導部会 ○人権教育部会 ○道徳教育部会

(3) 校区いじめ防止対策委員会の設置

○構成・・・校長・教頭・主幹教諭・教務主任・PTA役員・学校評議員・民生児童委員等

○内容・・・交通パトロール・地域での見守り、委員会の開催及び情報交換

組 織 図



3 いじめの未然防止のための具体的な取組

(1) 校内研修の充実

- いじめ防止に関しては、前期の小中合同校内研修において、校長講話時間を確保し、いじめの定義について全職員共通理解を図り、児童への適切な指導を行っていくことを進めていくことを確認した。
- 授業研究に関しては、4月に共通理解事項を示し、学習規律や学習用具の統一など共通理解すべき点を確認し合い、徹底指導に努める。
- 人権教育に関しては、保護者への啓発活動にも力を入れていくものとする。また、職員間のレポート研修会も夏季休業中・冬季休業中の2回実施し、各学級の取組等を情報交換しながら共有化を図る。
- 特別支援教育に関しては、夏季休業中に研修会を設け、特別支援教育の理解を深めるとともに、1月に共生の教育授業旬間を設け、共通実践を図る。また、交流学級とのつながりについて研究授業を実施し、各学級の取組等の情報交換を設け、児童に共生の心を育む取組を推進していく。

(2) いじめ防止を含む教育相談

いじめ防止及び生徒指導上の教育相談は、常に窓口を広げておき必要に応じて行う。また、期間や場所を設定した養護教諭・特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談も実施する。その際、内容によっては、市教育相談体制との連携を図り、児童及び保護者との信頼関係を築き、不安の解消や改善に努める。また、外部相談機関についても学校ホームページや各種たより等により啓発・周知を行っていく。

(3) 授業の工夫改善

すべての児童の学力向上が教師の使命でもある。全ての児童により分かりやすくより意欲的に学習に参加できる授業改善を目指し研究に励んでいく。教職員は全員研究授業を実施し、より確かな学力向上を目指していく。

(4)全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実

命を大切にすることを育むプログラムをもとに、児童に「共生の心」「自尊感情の高まり」「自己実現を目指す心」を育むために、学期毎の指導ユニットによる実践を確実に実施していく。これらをもとに、豊かな心の育成を目指す。また、差別を許さない心、そして思いやりの心を育むために、人権教育の充実を図りながら、第3次とりまとめの趣旨を共通理解しながら取り組んでいく。保護者への啓発も兼ねて、道徳授業及び人権学習の公開授業を全学級実施する。

(5)情報モラル教育の充実

本校においても、スマートフォンの普及率やライン・SNS等の利用度が年々高まっている。そこで、総合的な学習の時間における情報モラル教育を中核にし、正しい知識と行動力を養っていく。特に、高学年に関しては、講師を招き保護者との合同授業及び保護者への講演会を開くことで家庭との連携を図りながら情報モラル教育の充実に努めていく。

4 いじめの早期発見のための取組

(1)日常の児童生徒への関わり

教師は、児童の些細な変化にも対応できるように、朝の健康観察休み時間、さらには帰りの会等における児童の様子にも敏感に反応できるよう児童理解に努めるとともに、学級の全ての児童との信頼関係を築き、何でも話せる温かい学級風土づくりに努める。また、「いじめのサイン発見リスト」を十分に活用し、日頃からいじめの早期発見につながる対応を心がける。

(2)教育相談体制の充実及び周知徹底

いじめ防止対策委員会を中心に、相談体制を充実させるとともに、外部相談機関等のHP掲載や全家庭に相談窓口カードを配るなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3)情報収集と共有

毎週木曜日に実施している児童理解では、各学級の気になる児童等の情報を共有し全職員共通理解のもと対応にあたっていく。また、担任が一人で抱え込まないように、日頃から温かい職場環境づくりと職員の悩みを共に共有できるよう努めていく。

(4)定期的なアンケートの実施

「こころのアンケート」「子どものサイン発見チェックリスト(家庭用)」の活用学校独自のいじめアンケートを定期的に実施するとともに、家庭との連携も図っていけるように啓発活動を十分に行う。

5 いじめへの早期対応・早期解決

(1)報告・相談と記録と整理

いじめに関する事案が発生した場合には、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。事案によっては、直ちにいじめ防止対策委員会を開き、早急な状況把握と今後の改善策を検討するとともに、事案の発生からの細かな記録(5W1H)と情報整理に努める。

(2)児童の安全と安心の確保

第一にいじめられた児童の身の安全と安心を最優先に図る。必要に応じて、いじめられた児童の保護者と相談の上で、一定期間、別室等において学習・生活するなどの措置を講ずる。また、情報収集に際しては細心の注意をはらいながら事実確認や指導を行い、いじめた側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(3)学校相互間の連携・協力体制の整備

場合によっては、学校相互間の連携が必要になってくる。そのためにも、定期開催の中学校区生徒指導部会において日頃から情報交換に努めることとする。

(4)警察等の関係機関との連携・協力体制の整備

合志市地区学警連生徒指導部会における情報交換や情報収集を密にし、重大事案に対して早急に対応できるよう協力体制を整備する。

(5)解決にあたって

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはしない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件を満たした場合とする。

- (ア)いじめに係る行為が止んでいること。
- ・その期間は少なくとも3ヶ月を目安。
 - ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。
- (イ)被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

6 重大事態への対処

(1)重大事態の定義

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

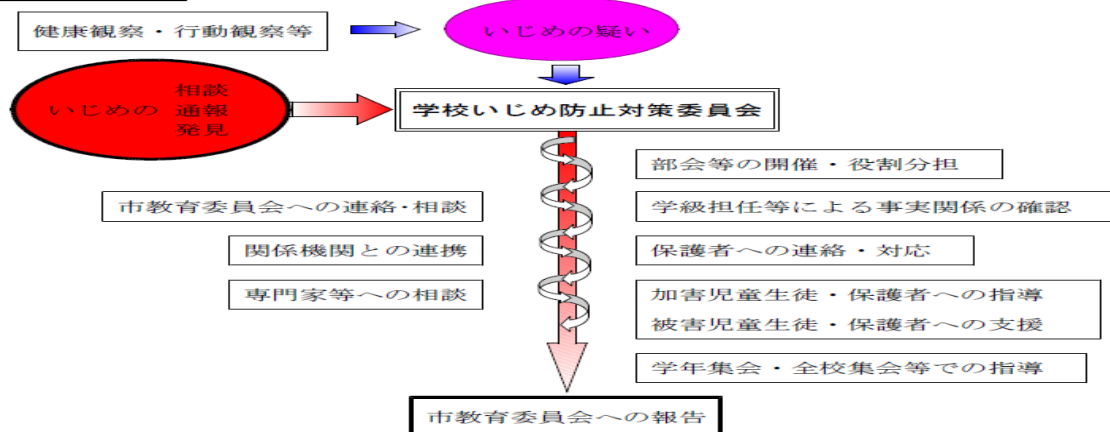
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2)重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、合志市教育委員会に速やかに報告する。
- 合志市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- 上記調査結果については、いじめられた児童及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【いじめ対応フロー図】

通常対応



重大事態

